

令和6年度版

深谷市の環境



深谷市 環境水道部 環境課

目 次

第1章 環境の現状と対策

第1節 水質汚濁	1頁
第2節 騒音・振動	5頁
第3節 自然保護（特定外来生物対策）	11頁

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の現状	13頁
第2節 ごみの減量とりサイクルの推進	22頁
第3節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状	24頁

第3章 その他の取り組み

第1節 その他の取り組み	25頁
--------------	-----

第1章 環境の現状と対策

第1節 水質汚濁

1 河川の水質汚濁

水質汚濁とは、主に人の活動（工場・事業場などにおける産業活動や家庭などから排出される排水）によって、河川等の水質が悪化することをいいます。かつては工場・事業場の排水が主な水質汚濁の原因となっていましたが、近年は工場・事業場に対する規制が強化されたことにより、家庭からの生活雑排水が河川等の水質汚濁の主な原因となっています。現在、河川の水質に関しては、河川の類型別に表1.1のとおり生活環境の保全に関する環境基準が定められています。また、市内においてこの基準が適用される河川は表1.2のとおりです。

本市では、生活排水処理対策として、地域の状況に応じて公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の普及・促進を図り、河川等の水質汚濁の防止に努めています。

表1.1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	水素イオン指数（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU/100ml以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

※ pH：水素イオン指数(potential of hydrogenの略)。一般的な水溶液の場合pHは1から14までの数値で示され、pH=7が中性、pH>7がアルカリ性、pH<7が酸性です。

BOD：生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demandの略)、水中の有機物(汚濁物質)が微生物の働きにより分解されるのに要した酸素の量で、汚れの量(汚濁負荷量)や水の汚れ(濃度)などの指標として用います。有機物による汚れがひどいほどBODは大きくなります。本書では、単に「BOD」と記載した場合、水中のBOD濃度を指します。

SS：浮遊粒子状物質(Suspended Solidsの略)、水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の量です。

DO : 溶存酸素量(Dissolved Oxygen の略)、水中に溶存する酸素の量、有機物による汚染が著しいほど溶存酸素量が低くなります。一般に魚介類は 5mg/l以上 の溶存酸素量が必要といわれています。

大腸菌数 : ふん便による河川の汚染状況を確認するための指標で、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数をコロニー形成単位(CFU: Colony Forming Unit)という数値で表しています。

表 1.2 水質環境基準の指定状況

河川名	水域名	範 囲	該当類型 ^{*1}	指定(見直し)年月日
利根川	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで	A(イ)	昭和 46 (1971) 年 5 月 25 日
小山川	小山川上流	元小山川合流点より上流	A(イ)	昭和 46 (1971) 年 5 月 25 日
	小山川下流	元小山川合流点から利根川合流点まで	B(口)	昭和 46 (1971) 年 5 月 25 日
福川	福川	全 域	B(口)	昭和 46 (1971) 年 5 月 25 日
唐沢川	唐沢川	全 域	B(ハ)	平成 18 (2006) 年 3 月 24 日
荒川 ^{*2}	荒川上流	中津川合流点から熊谷まで	A(イ)	昭和 47 (1972) 年 4 月 6 日
	荒川中流	熊谷から秋ヶ瀬取水堰まで	A(イ)	昭和 47 (1972) 年 4 月 6 日 (平成 21(2009)年 3 月 31 日)

*1()内は、基準を達成すべき時期を示し、(イ)=ただちに達成、(口)=5年以内で可及的速やかに達成、(ハ)=5年を超える期間で可及的速やかに達成と規定されています。

2 河川の水質監視

本市の河川等は、南部が荒川水系、北部が利根川水系と二つの水系に属しています。

荒川水系には一級河川（国・県管理）の荒川、吉野川、準用河川（市管理）の橋屋川があり、利根川水系には一級河川の利根川、小山川、福川、唐沢川、清水川、備前渠川、志戸川、藤治川が、準用河川の伊勢方川、深谷横瀬川、戸田川、上唐沢川、西川、岡部川、本郷排水、高田堀川が、普通河川（市管理）として谷田堀川、大堀川、押切川、前の川があります。市では、埼玉県による主要河川の水質調査を補完するため、市内の河川等の水質調査を行っています。調査結果を表1.3に示します。

表1.3 令和6年度 河川水質調査結果（年平均値）

測定場所	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量
	PH	BOD	COD	SS	DO	
単位	-	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	
環境基準	6.5～8.5	3以下	-	25以下	5以上	
福川	田中橋	7.2	2.6	6.0	16.8	8.4
	高名橋	7.5	2.2	4.3	5.8	9.2
	福川橋	7.6	3.2	6.6	13.5	8.2
唐沢川	永徳屋橋	8.7	2.1	4.8	10.0	12.0
上唐沢川	呑沢橋	8.4	3.1	4.1	7.0	11.2
岡部川	忠度橋	7.7	6.2	7.3	6.5	7.1
志戸川	落合橋	8.3	3.4	6.1	7.7	11.6
吉野川	万年橋	8.1	6.3	9.7	3.0	9.7
	赤城橋	8.1	5.0	7.1	5.2	10.2
排水路	本田地内	7.5	1.9	3.4	1.7	9.6
豊里排水路	山川橋	8.6	7.9	9.3	16.3	10.3
橋屋川	花園水辺公園付近	8.2	6.2	19.2	4.0	10.6
前の川	上野台地内	8.3	1.7	4.3	6.5	10.5
針ヶ谷排水路	沓掛地内	8.7	2.6	5.3	8.8	11.7

■色の河川は、環境基準が適用されます。



事業場排水による水質汚濁の事例



夏季の河川（小山川）の状況

市内を流れる河川のうち、利根川、小山川、福川、唐沢川、荒川については、生活環境を保全する上で望ましい水質の環境基準が表1.1、1.2のように定められています。

3 生活排水対策

生活排水とは、炊事、洗濯、入浴、トイレ等私たちの日常生活に伴って公共用水域に排出される水のことです。私たちは、1人1日当たり約250ℓの水を使用し、さまざまな形で河川や側溝などに派出しているため、一人ひとりの「川をきれいにする」という心がけが重要です。

本市では、「深谷市浄化槽設置補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、「深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱」により、浄化槽の適正な維持管理の促進を図っています。

表 1.4 合併処理浄化槽設置費補助金交付状況

単位:件

年度 地区	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
深 谷	8	7	4	5	5
岡 部	6	6	8	13	3
川 本	0	1	0	0	0
花 園	3	0	3	1	4
合 計	17	14	15	19	12

※ 令和6年度 補助金額(単独処理浄化槽又は汲取便槽からの切替が対象)

5人槽:352,000円/基、7人槽:434,000円/基、10人槽:568,000円/基

既存の単独処理浄化槽又は汲取便槽を撤去する場合の補助金(上限 60,000円)

配管工事を行った場合の補助金(上限 80,000円)

表 1.5 合併処理浄化槽維持管理費補助金交付状況

単位:件

年度 地区	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
深 谷	241	227	232	210	214
岡 部	129	113	106	98	95
川 本	33	39	33	30	18
花 園	51	49	46	45	56
合 計	454	428	417	383	382

※ 令和6年度 補助金額(上限 20,000円/年 ただし、継続して5年間のみ)

下水道の供用開始区域及び農業集落排水処理開始区域以外の区域に設置。

10人槽以下。専用住宅又は店舗併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上)。

市税を完納していること。法定検査、清掃、保守点検を実施していること。

第2節 騒音・振動

1 工場・事業所の騒音・振動

私たちの周りには、さまざまな音が存在します。一般的に騒がしくて不快と感じる音が騒音といわれています。環境基本法で定める一般地域の騒音に係る環境基準を表1.6に示します。なお、道路に近接する区域は、別に環境基準が定められています。また、振動にかかる環境基準はありません。

本市では、工場・事業所の騒音・振動について、騒音規制法と振動規制法に基づく特定施設（金属加工機械等）及び埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音・振動施設（木材加工機械等）の届出をもとに、騒音・振動の防止について指導をしています。騒音規制法で定める工場・事業場等の規制基準を表1.7に、振動規制法で定める工場・事業場等の規制基準を表1.8に示します。

また、近年の騒音問題は、一般家庭や店舗などの室外機や給湯設備など、法令では規制されない施設が発生源となる場合もあります。さらに、低周波音（音の中でも特に低い音）や超低周波音（低周波音の中でも、通常、人には知覚できない音）により、発生源から離れた場所で窓ガタガタする、圧迫感が感じられるなどの現象を引き起こす問題も発生しています。

一般的に、音の感じ方は個人差が大きく、このことが騒音問題の解決を難しくしている一因となっています。

表1.6 一般地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A	第1種・第2種低層住専地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住専地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

表 1.7 騒音規制法で定める工場・事業場等の規制基準

単位: dB(デシベル)

区域の区分		時間の区分	朝	昼 間	夕	夜 間
1 種	1種・2種低層住居専用地域・田園住居地域・1種・2種中高層住居専用地域		45	50	45	45
2 種	1種住居・2種住居地域・準住居地域 用途地域指定外・都市計画区域外の地域		50	55	50	45
3 種	近隣商業・商業・準工業地域		60	65	60	50
4 種	工業・工業専用地域(一部)		65	70	65	60

※ 時間の区分について 朝=午前6時～午前8時 昼=午前8時～午後7時

夕=午後7時～午後10時 夜間=午後10時～午前6時

※第1種区域を除き、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲概ね50m以内の区域は当該値から5dB減じた数値となります。

※工業専用地域の騒音に関する規制は、都市計画区域のうち他の用途地域との境界線(熊谷市との境界線を除く)から内部への水平距離が100メートルまでの区域にかかります。

表 1.8 振動規制法で定める工場・事業場等の規制基準 単位: dB(デシベル)

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
1 種	1種・2種低層住居専用地域・田園住居地域・1種・2種中高層住居専用地域 1種・2種住居地域、準住居地域 用途地域指定外・都市計画区域外の地域		60	55
2 種	近隣商業・商業・準工業地域 工業地域		65	60

※時間の区分について 昼間=午前8時～午後7時、夜間=午後7時～午前8時

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲概ね50m以内の区域は当該値から5dB減じた数値となります。

※振動に関して、工業専用地域は規制対象外です。

2 道路交通（自動車）騒音

環境基本法で定められた、道路に面する地域の騒音に係る環境基準等は、表 1.9 及び表 1.10 のとおりです。

表 1.9 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※地域区分(A～C)は、表 1.6 の地域の区分欄をご覧ください。

※車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の道路部分を言います。

表 1.10 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

区分	昼間	夜間
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

- ※ 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び自動車道路であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では 15m、3車線以上では 20m の区間をいう。
- 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

本市では、令和6年度、表 1.11 の測定地点で 24 時間の道路交通（自動車）騒音の測定を実施しました。

表 1.11 令和6年度 道路交通(自動車)騒音測定結果 単位: dB(デシベル)

時間帯	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
測定地点	国道17号 宿根地内		伊勢崎深谷線 東大沼地内		児玉町蛭川普済寺線 岡地内		針ヶ谷岡線 岡地内		市道幹-3線 上野台地内	
測定結果	67	63	66	59	63	57	62	55	65	57

※ 測定結果は、 L_{Aeq} の時間帯平均値。

L_{Aeq} とは等価騒音レベル(騒音レベルのエネルギー平均値 Equivalent Sound Level)

A は音の周波数成分別に聴覚の特性の補正を行ったことを示します。

※ 測定は、令和 6 年 11 月 28 日～29 日(児玉町蛭川普済寺線、針ヶ谷岡線)及び令和 6 年 12 月 5 日～6 日(国道 17 号、伊勢崎深谷線、市道幹-3 線)に実施しました。

※ 昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から 6 時です。

※ 測定した道路についての環境基準は表 1.10 が適用され、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下です。



道路交通騒音の測定状況

3 深夜営業騒音

騒音規制法で規制対象とならない飲食店におけるカラオケ騒音、ゴルフ練習場、バッティングセンター等の夜間営業に対して、埼玉県では生活環境保全条例で規制しています。近年では、コンビニエンスストアやファミリーレストラン等の駐車場での「客の話し声」、「車の発車音」、「ドアの開閉音」などに起因した騒音苦情の訴えもあります。なお、深夜営業騒音の規制・指導については、知事から市長に委任されています。

◎規制対象業種（埼玉県生活環境保全条例 別表第7）

- ・飲食店・ボーリング場・バッティングセンター・ゴルフ練習場・小売店営業（店舗面積が500m²以上）・公衆浴場（保養を目的とするもの）

◎規制基準 午後10時から翌日午前6時までの規制基準は表1.12のとおり

表1.12 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準 単位：dB(デシベル)

区域	1種区域	2種区域	3種区域	4種区域
用途区分	1種低層住専 2種低層住専 田園住居地域 1種中高層住専 2種中高層住専	1種住居 2種住居 準住居・用途外 都市計画区域外	近隣商業・商業・準工業	工業・工業専用
許容限度	45	45	50	50

前項の6業種については、商業、工業及び工業専用地域を除き、音量規制のほか、午後11時以降における音響機器（カラオケ装置、ステレオセットその他の音響機器、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）、楽器）の使用は禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が、営業を行う場所の外部に漏れない場合は使用可能です。なお、深谷市では、深夜営業騒音苦情の未然防止を図るために、飲食店等の深夜営業を行う場合は事前に報告を求めていました。

4 建設作業騒音等

マンションや大型店舗等の建設・解体工事に際しては、非常に大きな騒音や振動が発生します。そこで法律では、特に大きな騒音・振動を発生する施設や機械を指定し、これらを使用する場合、「特定建設作業」として規制しています。特定建設作業を行う事業者は、作業開始の7日前までに所定の届出書を市に提出することになっています。

特定建設作業の規制基準を表1.13に示します。

表 1.13 特定建設作業の規制基準

	区域区分	騒音規制法	振動規制法	区域区部の説明	
基準値	1号	85 dB		第1種低層住専・第2種低層住専・田園住居地域・第1種中高層住専・第2種中高層住専・第1種住居・第2種住居・準住居・準工業・近隣商業・商業・用途地域以外・都市計画区域以外の各地域 また、上記以外の場所で、学校、保育所、有床療養所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲概ね80m以内の区域	
	2号				
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時		1号区域	工业地域 工业専用地域 (騒音:一部地域のみ指定。振動:規制対象外)
	2号	午後10時～午前6時			
最大作業時間	1号	10時間/日		2号区域	
	2号	14時間/日			
最大作業日数	1号	連続 6 日		2号区域	
	2号				
作業禁止日	1号	日曜・休日		2号区域	
	2号				

※工业専用地域の騒音に関する規制は、都市計画区域のうち他の用途地域との境界線（熊谷市との境界線を除く。）から内部への水平距離が100メートルまでの区域にかかります。

また、埼玉県生活環境保全条例では、屋外作業場に対する騒音・振動の規制基準を表1.14のとおり定めています。

表 1.14 屋外作業場に対する騒音・振動の規制基準

単位: dB(デシベル)

対象作業場	区域区分	朝 (6:00 ~ 8:00)	昼 (8:00 ~ 19:00)	夕 (19:00 ~ 22:00)	夜 (22:00 ~ 6:00)	振動・昼 (8:00~ 19:00)	振動・夜 (19:00~ 8:00)
1. 廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所 (150m ² 以上)	1種	45	50	45	45	60	55
	2種	50	55	50	45	65	60
2. 自動車駐車場 (20台以上)	3種	60	65	60	50		
	4種	65	70	65	60		

※区域区分:騒音については、表1.7の区分を参照。ただし、工业専用地域は全域規制対象です。

振動については、表1.8の区分を参照。工业専用地域は規制対象外です。

※学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲概ね50m以内の区域については当該地域の基準値から5dBを減じた数値が基準値となります。(この減じる措置に関して、騒音については第1種区域での適用はありません)

※届出の方法等の詳細については、市環境課までお問い合わせください。

本市における公害苦情受付件数について、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭及び不法投棄に分け、過去5年間の推移をまとめると表 1.15 のとおりとなっています。

表 1.15 年度別苦情受付状況

単位:件

年度 種別	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
大気	8	0	0	0	0
水質	0	1	1	0	0
騒音	1	2	2	1	0
振動	0	0	0	0	0
悪臭	2	1	5	0	1
不法投棄	22	12	17	27	21
合計	33	16	25	28	22

※大気汚染の苦情のほとんどが野外焼却によるものです。

第3節 自然保護（特定外来生物対策）

(1)アライグマ対策

近年、野生化したアライグマによる農作物被害や人家に棲みつく等の生活環境被害が市内各所で多数発生しています。アライグマは、北米や中南米が原産で、ペットとして輸入され飼育されていたものが逃げたり、捨てられたりして野生化している状況です。

また、天敵がなく、雑食性で強い繁殖力をもっていることから、生息密度の高い地域では、在来の野生動物の生態系に悪影響が出ているのではないかと懸念されています

このため、県では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を定め、県内市町村や関係機関と連携を図りながら計画的な防除を実施しています。

アライグマは一見愛らしいですが、見かけと違い鋭い歯と爪を持っています。アライグマを見かけた場合は安易に近付いたり、手を出したりせず、市（環境課）へご連絡ください。市では市民からの通報により、被害を受けている方の敷地内（原則、屋外）へ箱わなを設置し、捕獲を行っています。しかし、住宅の天井裏等へ棲みついてしまった場合については、追い出し、侵入口の封鎖、消毒、天井の補修等が必要となるため、専門業者へ相談されることをお勧めいたします。

なお、本市でのアライグマの捕獲状況は表 1.16 のとおりです。

表 1.16 アライグマ捕獲状況

単位：頭

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
捕獲頭数	487	529	765	672	685

※ハクビシンやタヌキなどの捕獲について

ハクビシンやタヌキなどは、県が特定外来生物の防除実施計画を定めているアライグマや鳥獣保護管理法の例外とされているネズミ科の一部と異なり、原則捕獲をすることはできません。しかし、農作物や生活環境への被害が生じ、自衛策を行っても被害が生じている場合は、被害者等が市の許可を受けたうえで有害鳥獣として捕獲することができます。なお、市では、捕獲に係る許可申請の受付、審査を行っていますが、捕獲は行っていません。



アライグマ

(2) クビアカツヤカミキリ対策

クビアカツヤカミキリの成虫は、体長が4~5cm、クビ（胸部）が赤く、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモ等バラ科の樹木を加害することが知られており、平成30年1月に特定外来生物に指定されました。市内の樹木においても生息が確認されています。

クビアカツヤカミキリによる加害が進むことにより、樹木が枯れ、落枝、倒木などの発生や、果樹等への被害波及、生態系への影響が拡大することが懸念され、対策として早期発見、早期防除が重要となります。

クビアカツヤカミキリ（成虫）を見かけた場合は、速やかに捕殺のうえ、市（環境課）へご連絡ください。また、樹木からフラス（幼虫の糞と木屑が混ざったもの）が、かりんとう状に出ていた場合、幼虫が潜んでいる可能性がありますので、樹木（作物）ごとに定められている薬剤を用法に従い使用することや、樹木を目の細かい防鳥ネットで包むなどの対策を行い、市（環境課）へご連絡ください。



クビアカツヤカミキリ
(成虫)



クビアカツヤカミキリの幼虫が排出する
フラス（糞と木屑が混ざったもの）

◎クビアカツヤカミキリについて、最新情報は深谷市ホームページを参照してください

深谷市ホームページのサイト内検索にて、

「クビアカツヤカミキリ」で してください。

第2章 ごみ処理の現状

1 はじめに

本市は、熊谷市、寄居町の2市1町で大里広域市町村圏組合を組織し、ごみの中間処理を共同で実施しています。

「燃やせるごみ」及び「粗大ごみ（可燃性）」は、通常、深谷地区は、「深谷清掃センター」又は「熊谷衛生センター」に、岡部地区は、「深谷清掃センター」に、川本地区及び花園地区は、「江南清掃センター」にそれぞれ搬入し焼却処理しています。また、焼却後に残る焼却灰や集塵灰については、そのほとんどをセメント資源化しています。

「燃やせないごみ」、「粗大ごみ（不燃性）」及び紙類を除く「資源物」は、大里広域クリーンセンターに搬入し、破碎処理及び資源化処理を行っています。この大里広域クリーンセンターの処理工程から排出されるごみ収集袋、廃プラスチックなどの可燃残さは、熊谷衛生センター、深谷清掃センター又は江南清掃センターに搬入し焼却処理しています。また、「資源物」のうち紙類は直接紙問屋に、「使用済小型家電」は認定事業者に搬入し資源化処理を、「有害ごみ」は、北海道北見市の専門処理工場で処理を行っています。

不燃残さ（シュレッダーダスト、陶磁器くず等）は埼玉県で管理運営する埼玉県環境整備センターの最終処分場や彩の国資源循環工場に運搬し、埋立処分等を行っています。

また、本市では、本章第2節のように市民団体による集団資源回収を実施し、資源の有効利用の促進を行っています。

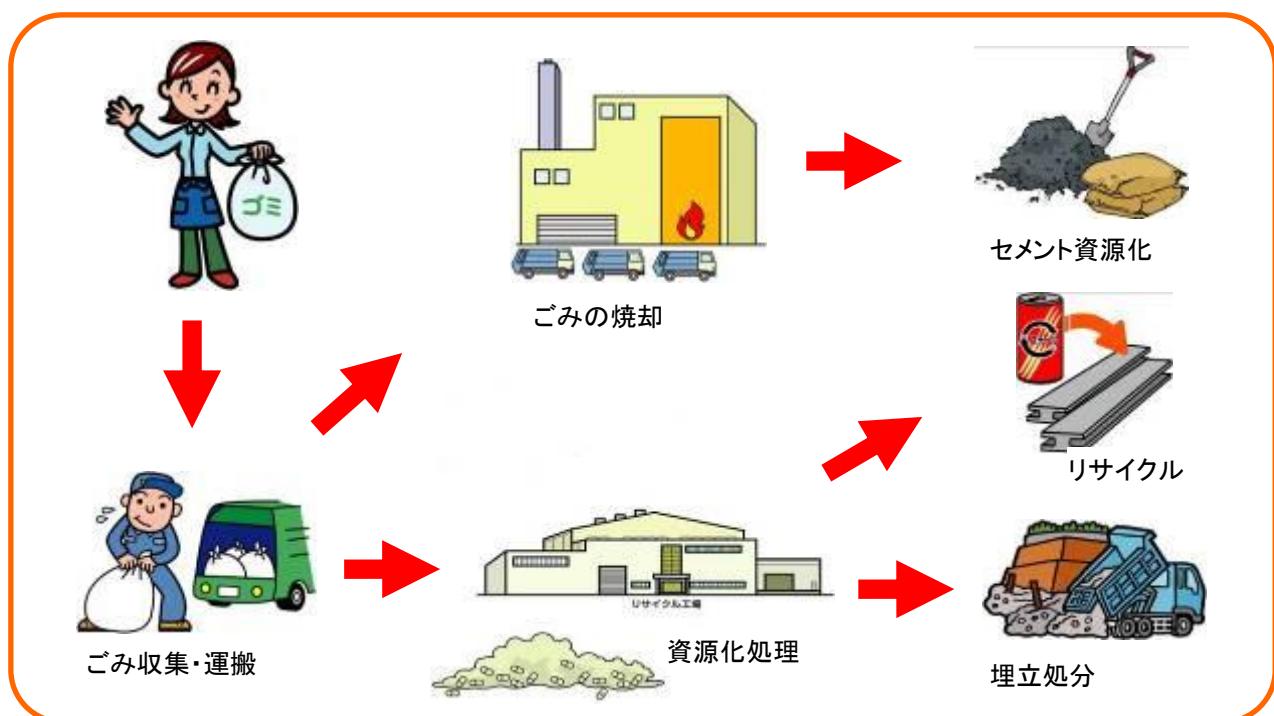
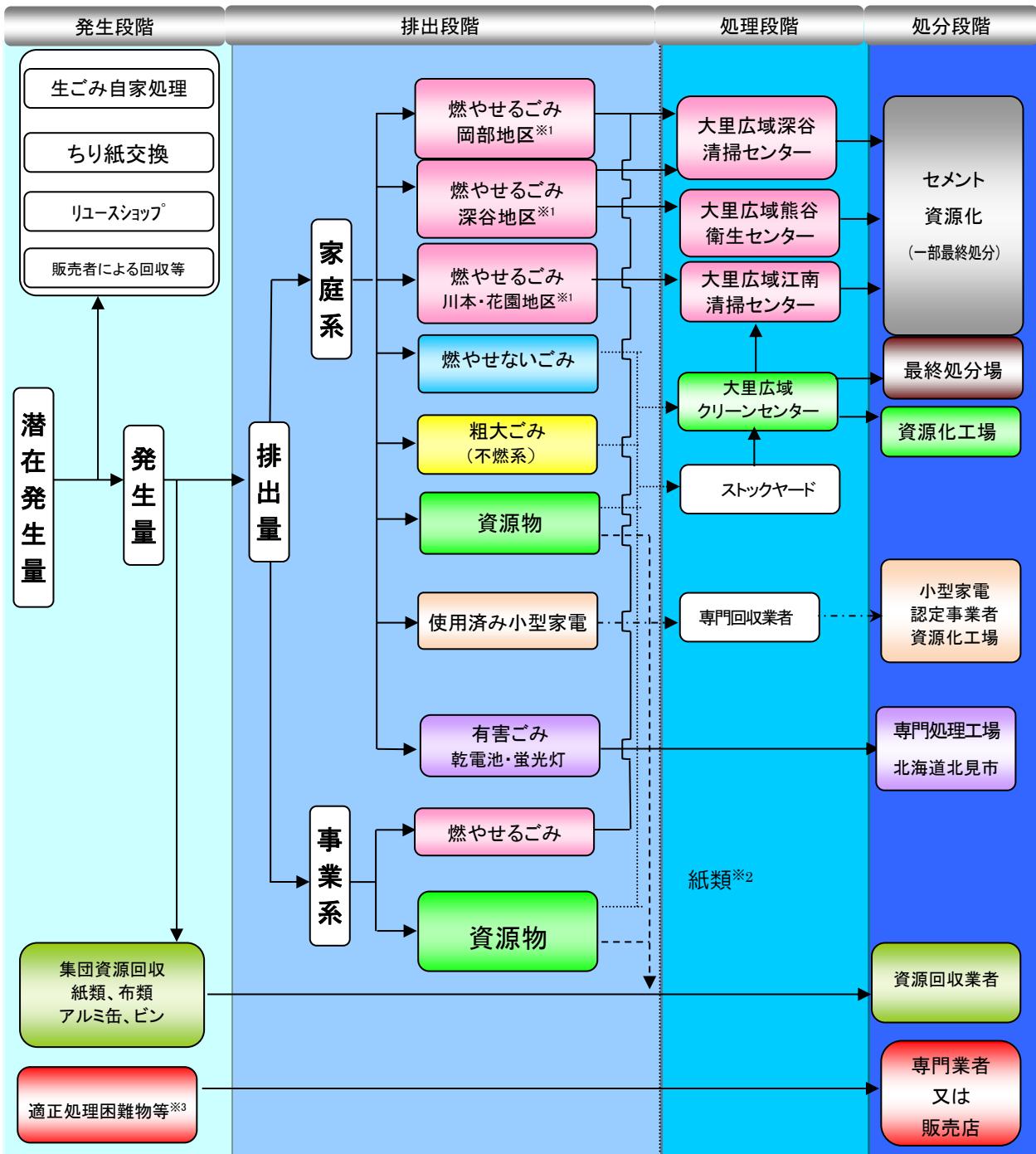


図 深谷市のごみ処理の体系図



※1 燃やせるごみは、通常時の搬入先を記載しました。施設修繕等で搬入先が変わることがあります。

※2 紙類は、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙の5種類をいいます。

※3 適正処理困難物等は、深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第13条・14条に基づき、市では収集処理しないごみをいいます。

主な収集処理しないごみとして、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機（家電5品目）、自動車等のバッテリー、タイヤ・ホイール、オートバイ、消火器、ガスボンベなどを指定しています。

2 ごみの分別及び収集回数

本市では合併直後に旧深谷市、旧岡部町、旧川本町及び旧花園町のそれぞれ合併前の分別方法・収集回数により実施していたごみ収集について、平成19年4月から市内統一し実施しています。

ただし、「燃やせないごみ」については、その受け入れ先である大里広域クリーンセンターの処理能力の調整により、深谷地区については毎月2回目の水曜日を除く水曜日、岡部・川本・花園地区については毎月2回目の金曜日を除く金曜日の収集となっています。表2.1に令和6年4月1日現在のごみの分別収集状況を示します。

ごみの詳しい分別方法は、深谷市ホームページのサイト内検索にて「ごみの分け方」で検索してください。

表2.1 ごみの分別収集状況一覧

令和6年4月1日現在

項目	収集日
家庭系	燃やせるごみ 月、火、水、金曜日
	粗大ごみ 火曜日
	燃やせないごみ 深谷地区：水曜日（毎月2回目の水曜日は除く） 岡部・川本・花園地区：金曜日 (毎月2回目の金曜日は除く)
	使用済小型家電 (資源物) 深谷地区：毎月2回目の水曜日 岡部・川本・花園地区：毎月2回目の金曜日
	資源物（かん類、びん類、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙） 木曜日
	有害ごみ 毎月3回目の金曜日

県内市町村のごみ・資源物等の収集回数は表2.2のとおりです。

表2.2 ごみ収集運搬の状況(令和5年度)

区分	無し	1回	2回	3回	4回	5回以上	不定期	県内市町村数
燃やせるごみ (回／週)	0	0	58	3	2	0	0	63
燃やせないごみ (回／月)	0	21	29	2	10	1	0	63
粗大ごみ (回／月)	0	10	7	1	5	6	34	63
資源物 (回／月)	かん類	3	9	37	2	11	1	0
	びん類	2	10	37	3	11	0	63
	ペットボトル	1	6	42	1	13	0	63
	紙類	3	8	38	1	11	1	63

(環境省廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果から)

3 ごみの収集方式

本市では、家庭系のごみはステーション方式による収集を実施しています。令和6年度末の市内全体のごみ収集所の数は一般ごみ収集所が 2,943 箇所、有害ごみ収集所が 308 箇所となっています。収集区域ごとの箇所数は、表 2.3 のとおりです。

家庭系のごみ収集は、すべて市が委託した業者によって収集しています。また、ごみ収集所の管理については、「深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」において利用者の責務として定め、清掃や維持管理等を行っています。

事業系一般廃棄物は、直接搬入又は一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者へ委託することになっていますが、少量（10kg 未満）、かつ、ごみ収集所の維持管理に参加できる地元商店等についてはごみ収集所への搬出を認めています。

特に事業系ごみについては、同じ物が一般家庭から排出されれば一般廃棄物で市が収集できますが、事業活動に伴い排出されれば産業廃棄物となり収集できなくなる場合があることから排出事業者への啓発に努めています。

表 2.3 ごみ収集所の状況

単位：箇所

収 集 区 域 名	一般ごみ収集所数	有害ごみ収集所数
深谷地区	A 区域	436
	B 区域	436
	C 区域	464
	D 区域	321
	E 区域	318
	F 区域	384
岡部地区	岡部A区域	148
	岡部B区域	91
川本地区	川本北区域	135
	川本南区域	53
花園地区	花園区域	157
合 計		2,943
		308

令和7年3月31日現在



ごみ収集車

4 ごみの排出量

令和6年度のごみの排出量は、表2.4のとおりです。ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

表2.4 ごみの排出状況

単位:特記なきものは t

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画区域内人口(人)		142,556	142,003	141,343	141,101	140,418
ごみ排出量	燃やせるごみ	37,014	35,574	35,922	34,671	34,915
	粗大ごみ	616	514	433	428	409
	燃やせないごみ	1,639	1,344	1,090	932	833
	使用済小型家電	402	298	259	242	177
	缶類	361	342	318	319	304
	ピン類	627	625	625	627	613
	ペットボトル	530	503	487	521	534
	資源物	合計	2,862	2,687	2,431	2,236
		新聞	942	889	731	611
		雑誌	706	597	526	476
		段ボール	1,155	1,151	1,128	1,108
		紙パック	20	18	16	15
		雑紙	39	32	30	26
	有害ごみ	42	40	53	44	44
	家庭系ごみ 小計	44,093	41,927	41,618	40,020	39,978
事業系	燃やせるごみ	10,818	10,937	10,162	10,733	10,436
	資源物等	68	65	34	63	48
	事業系ごみ 小計	10,886	11,002	10,196	10,796	10,484
家庭系・事業系ごみ 合計		54,979	52,929	51,814	50,816	50,462
集団資源回収量		1,445	1,809	1,830	1,705	1,632
ごみ排出量 合計		56,424	54,738	53,644	52,521	52,094
1人1日当りのごみ排出量 (集団資源回収を除く) (g/日)		1,057	1,021	1,004	987	985
1人1日当りのごみ排出量 (g/日)		1,084	1,056	1,040	1,020	1,016

※ 事業系ごみには、直接搬入ごみ・資源物を含めて調整してあります。また、紙類の内、直接搬入された家庭の新聞・雑誌等の混合紙類については雑誌として整理してあります。

※ 人口は、各年度末人口として翌年度の4月1日現在人口(外国人登録者を含む)を使用しています。
各数値は、表示単位未満の端数処理のため、合計・計算が合わない場合があります。

5 ごみ処理形態別の経費

ごみ収集・処理・処分に係る経費の推移は表 2.5 のとおりです。
令和6年度決算見込みにおける、ごみ処理費の一般会計に占める割合は、3.00%でした。

表 2.5 廃棄物処理に係る経費(合計)

単位：特記なきものは 千円

項目 年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
一般会計決算額	69,783,971	54,528,635	58,841,150	59,175,860	62,491,327
ごみ処理費(合計)	1,708,619	1,794,662	1,899,627	2,022,833	1,877,131
人件費	79,439	75,129	61,486	65,300	64,349
収集運搬費	440,767	495,956	549,001	549,561	548,164
最終処分費	6,450	6,677	6,913	7,092	7,341
組合分担金	1,164,135	1,186,810	1,257,063	1,373,988	1,231,074
その他	17,828	30,090	25,164	26,892	26,203
当該年度ごみ量(t)	54,979	52,929	51,814	50,816	50,462
処理単価(千円/t)	31.1	33.9	36.7	39.8	37.2
会計比率(%)	2.45	3.29	3.23	3.42	3.00

※ 処理単価の算出において、リサイクル活動推進奨励金は除いてあります。



6 中間処理の状況

(1) 可燃性ごみの中間処理

本市における燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ等の可燃性ごみは、大里広域熊谷衛生センター、深谷清掃センター及び江南清掃センターの各焼却施設で処理しています。各施設の概要は表 2.6 のとおりです。また、深谷市内に設置されている、深谷清掃センターにおける大里広域市町村圏組合が自主測定し、市に報告した排気ガス中のダイオキシン類濃度については、表 2.7 のとおりです。

表 2.6 可燃性ごみ処理施設

施設名	稼動開始	施設規模	所在地
熊谷衛生センター 第一工場	昭和55年 4月	140 t/日 70 t/24h × 2基	熊谷市 西別府 583 番地1
熊谷衛生センター 第二工場	平成元年 9月	180 t/日 90 t/24h × 2基	
深谷清掃センター	平成4年 4月	120 t/日 60 t/24h × 2基	深谷市 樺合 750 番地
江南清掃センター	昭和54年12月	100 t/日 50 t/24h × 2基	熊谷市 千代 9 番地



深谷清掃センター

表 2.7 深谷清掃センターダイオキシン類分析結果

測定年月	令和6年5月	令和6年8月	令和6年10月	令和7年2月	排出基準
1号炉(ng-TEQ/Nm ³)	0.00026	0.00099	0.00030	0.022	5
2号炉(ng-TEQ/Nm ³)	0.00057	0.00064	0.032	0.0036	5

(2) 燃やせないごみ及び資源物の中間処理

燃やせないごみ及び資源物のうち、かん類・びん類・ペットボトルは大里広域クリーンセンターへ搬入し処理しています。施設の概要は表2.8のとおりです。なお、紙類については直接紙問屋に搬入しリサイクルされています。

表2.8 不燃ごみ処理施設

施設名	稼動開始	施設規模	所在地
大里広域クリーンセンター	昭和58年4月	60t/日	熊谷市 大麻生200番地2
(空缶プレス)	平成7年5月	15t/5h	
ペットボトル減容化施設	平成12年4月	4t/5h 400kg/h×2基	



大里広域クリーンセンター

7 最終処分

(1) 焼却残さの処理

令和6年度の各処理センターにおける深谷市からの可燃性ごみの受入量及び焼却残さ(焼却灰、集塵灰、ガラ)の発生量は表2.9のとおりです。また、この焼却残さは、エコセメント原料として再生利用しています。

表 2.9 令和6年度 エコセメント化された焼却残さの量

単位：特記なきものはt

施設名称		熊谷衛生センター	深谷清掃センター	江南清掃センター
搬入先	収集ごみ	14,040	13,283	3,882
	事業系ごみ	0	10,436	0
	その他	208	3,344	158
	合計	14,248	27,063	4,040
a)各施設全搬入量に対する深谷市からの搬入量の割合(%)		21.21	96.00	18.32
焼却残さ	b)焼却残さの発生量	7,791	2,942	2,709
	深谷市分の焼却残さ量 a)×b)/100	1,652	2,824	496
処理費用	c)焼却残さ処理費(千円)	268,061	113,993	91,842
	深谷市分の焼却残さ処理費 a)×c)/100 (千円)	56,856	109,433	16,825

※ 表中の焼却残さ量には、焼却灰、煤塵、ガラを含みます。

(2) 不燃残さの処分

燃やせないごみ及び資源物の処理を行っている大里広域クリーンセンターから排出される不燃残さ（シュレッダーダスト、陶磁器くず等）は、埼玉県環境整備センター（最終処分場）、彩の国資源循環工場及び専門の処理業者に処分を委託しています。その処分の内訳は表 2.10 のとおりです。

表 2.10 令和6年度 大里広域クリーンセンターの処理状況 単位:t

項目	大里広域全体	うち深谷市分
搬入量	7,183	2,908
埋立(埼玉県環境整備センター)	2,099	850
資源循環工場処理	1,084	439
焼却処理(収集袋、プラスチック等)	483	196
処理不適物(専門処理会社)	83	34
有価物回収量	3,825	1,549

※ 搬入量と処理量に差異が生ずるのは水分、施設内保管等によるものです。

第2節 ごみの減量とリサイクルの推進

1 集団資源回収の実施

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を促進するために、市民の日常生活から排出される廃棄物の中から再資源化できる紙類（新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ・シュレッダーごみ）、布類、びん類、金属類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶）、プラスチック類（ペットボトル・ペットボトルキャップ）を集団で回収する団体に対し、リサイクル活動推進奨励金を交付しています。奨励金交付対象団体は、市内の営利を目的としない団体として、現在、小中学校のPTA、自治会、子供会等が主に登録されています。

奨励金交付登録団体数は表2.11のとおり、回収実績は表2.12のとおりです。

表2.11 リサイクル活動推進奨励金交付登録団体

単位：団体

年度	自治会	P T A				児童・生徒会	子供会	その他	合計	回収業者
		保育園	幼稚園	小学校	中学校					
令和4	39	19	7	21	12	7	124	46	275	11
令和5	41	18	6	21	12	7	124	48	277	11
令和6	44	17	6	21	12	7	120	49	276	11

各年度末現在

表2.12 リサイクル活動回収実績

単位：特記なきものは t

年 度	回 收 量 合 計	内 訳							奨 励 金 单 価 (円/kg)	奨 励 金 交 付 額 (円)	
		紙 類						布 類	び ん 類	金 属 類	
		新 聞	雑 誌	段 ボ ル	紙 パ ック	雑 が み	シ ュ レ ッ ダ ー ご み				
令和4	1,830	904	287	584	7	1	1	6	1	36	3
令和5	1,705	843	264	539	6	1	1	10	1	36	4
令和6	1,632	776	248	546	7	1	1	12	1	36	4

“ごみの減量とリサイクル”のキーワード

『3R』

- (1)まず、ごみになる物を減らす 「リデュース」
 - (2)次に、使えるものを再利用する「リユース」
 - (3)最後に、資源化や熱利用 「リサイクル」
- 上から順番に取り組むことが大切です。



2 ごみ収集所容器新設等費用補助金

ごみ収集所につきましては、地域の状況により動物による被害防止やごみの飛散を防ぐため収集所に容器を設置し、自治会や地域住民の皆様で管理いただいております。

本市では、収集所の容器については、以下の交付条件に該当した場合に容器新設等費用補助金を交付しています。

- ・交付対象　：自治会
- ・交付条件　：民有地が確保され、おおむね10世帯以上が利用できること。
　　交通安全上支障がない場所で、4tのごみ収集車が通行可能な道路に面した民有地に設置していること。
　　開発等により事業者が設置するものを除く。
- ・補助金額等：新設等費用の2分の1以内で、上限3万円、修繕の場合は1万円。

第3節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

1 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿・浄化槽汚泥は、旧深谷市及び旧岡部町の区域については合併前の旧深谷市及び旧岡部町で組織された深谷市・岡部町共同事務組合で、また、旧川本町及び旧花園町の区域については寄居地区衛生組合でそれぞれ処理を行っていました。

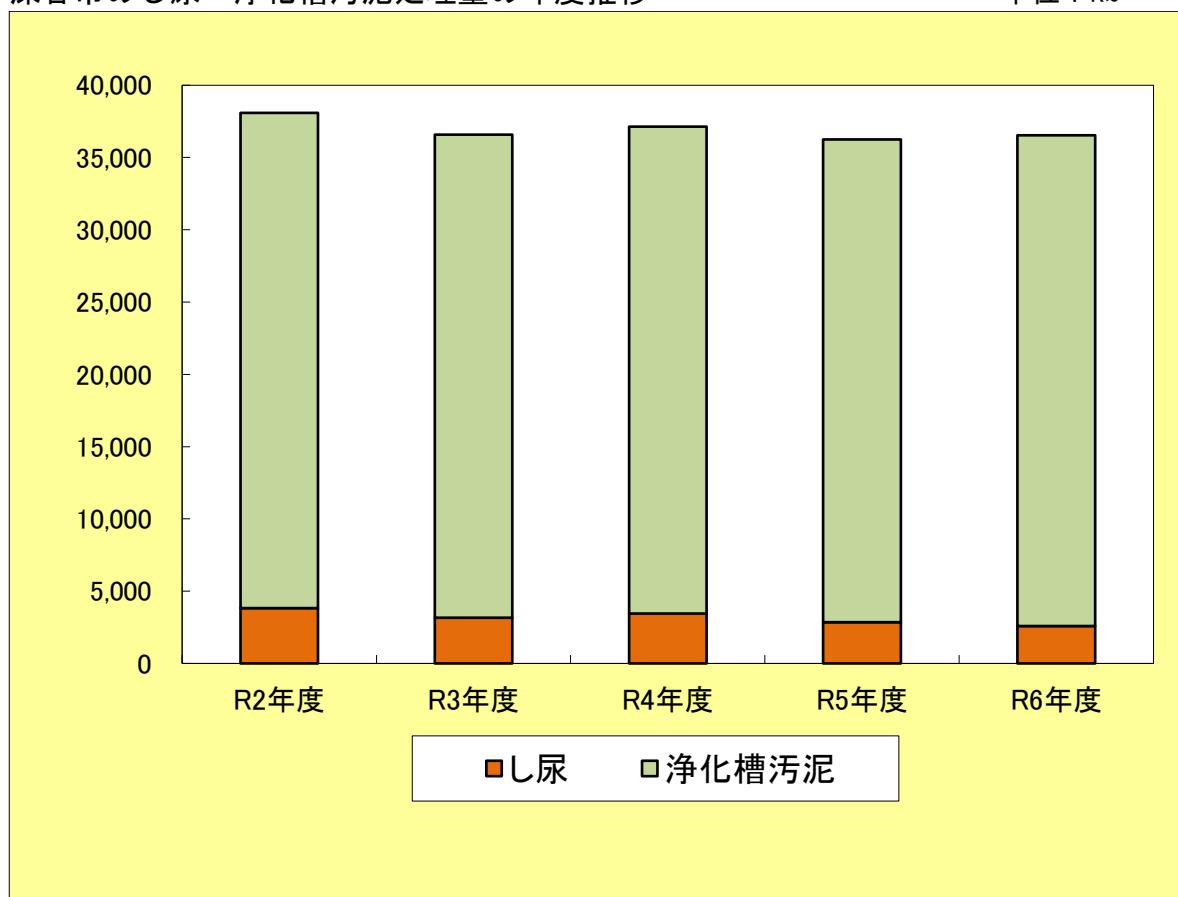
平成18年1月1日の合併に伴い、深谷市・岡部町共同事務組合で管理運営していたし尿処理場は「深谷市衛生センター」として引き続き旧深谷市及び旧岡部町の区域のし尿・浄化槽汚泥の処理を、旧川本町及び旧花園町の区域の処理については、寄居地区衛生組合の解散に伴い、寄居町に事務委託することにより処理していました。

しかし、深谷市衛生センターの老朽化が進行したため、施設の再整備事業を実施し、平成28年4月からは旧川本町及び旧花園町分を含め市内全域のし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

令和6年度のし尿・浄化槽汚泥の処理量は、し尿が2,525kℓ、浄化槽汚泥が33,951kℓ、合わせて36,476kℓとなっています。処理量の推移については、公共下水道などの普及もありますが、ほぼ横ばい傾向にあります。なお、合併処理浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の割合は増加するものと推測されます。

深谷市のし尿・浄化槽汚泥処理量の年度推移

単位 : kℓ



第3章 その他の取り組み

1 住宅用省エネ設備の普及・促進

本市では、住宅における新エネルギー及び省エネルギーの普及を促進し、地球温暖化対策を推進することを目的とした「深谷市住宅用省エネ設備設置費補助金交付要綱」を定め、補助金を交付することにより地球温暖化対策の推進を図っています。

なお、補助金交付要件は年度ごとに変わることもあるので、最新情報は、深谷市ホームページのサイト内検索にて「住宅用省エネ設備補助」で確認をお願いします。

表 3.1 住宅用省エネ設備設置費補助金交付状況

単位：件

	太陽光発電	エネファーム	太陽熱利用	地中熱利用	蓄電池	V2H	電気自動車等
令和4年度	102	2	4	0	109	2	0
令和5年度	154	3	廃止	0	133	13	5
令和6年度	165	0	廃止	0	138	9	7

2 啓発事業

本市では、家庭や事業所、市の公共施設等で行われている緑のカーテンの事例を集め、より幅広い実践につなげることを目的として、緑のカーテンコンテストを実施しています。

また、市民に対する環境への啓発事業として、環境エコ川柳コンテスト、環境ポスター コンテストを実施しています。環境エコ川柳コンテストでは、省エネルギー・地球温暖化対策・ごみ問題など多様な環境問題について市民に考えていただくことを目的として実施しています。環境ポスター コンテストは、市内の小学4年生及び中学2年生を対象に環境問題をテーマとしたポスターの募集を行い、入賞作品を活用して市全体への啓発を図っています。

表 3.2 緑のカーテンコンテスト実施状況

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭部門	88	61	43	39	26
団体部門	20	18	18	16	14
合計	108	79	61	55	40

表 3.3 環境エコ川柳コンテスト実施状況

単位：人、句

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般参加者	366	820	636	581	548
応募句数	599	1,236	916	868	668
小中学生	180	170	166	70	99
応募句数	234	226	219	83	112

表 3.4 環境ポスターコンテスト実施状況

単位：校、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加校 (小学校)	15	19	18	18	18
参加校 (中学校)	9	8	10	9	9
小学校部門	441	869	679	776	848
中学校部門	71	277	204	278	272
合計	512	1,146	883	1,054	1,120

◎環境に関するコンテストの情報は、インターネットで閲覧できます。

深谷市ホームページのサイト内検索にて、
「環境に関するコンテスト」で してください。

ゼロカーボンシティふかや



2050年CO₂排出量実質ゼロ

令和6年度版 深谷市の環境
深谷市 環境水道部 環境課